

輸入公表三の九の(4)の(イ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Eに掲げる物質の二号承認制移行について ①

輸入注意事項14第48号 (14.11.7)

改正①輸入注意事項17第40号 (17.7.25)

平成14年11月7日付け経済産業省告示第372号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表三の九の(4)の(イ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Eに掲げる物質については、平成14年11月28日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づく経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。当該物質については、モントリオール議定書第4条の規定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意して下さい。①